

二川病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団医正会が開設する二川病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」とする）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」とする）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「看護職員等」とする）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たってステーションの看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たってステーションの看護職員等は要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては東三河広域連合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ①名称 二川病院訪問看護ステーション
- ②所在地 豊橋市大岩町字北元屋敷36番地の3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
看護職員	看護師	1名		管理者と兼務
	看護師	1名	0名	二川病院看護師と兼務
	看護師	1名	1名	
理学療法士		0名	0名	
作業療法士		0名	0名	

①管理者

管理者はステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②看護職員等

看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたる。理学療法士、作業療法士による提供は保健師または看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日および営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30から1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときにはその利用者ごとの負担割合に応じた額とする。

2次条の通常実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から片道おおむね5km未満 無料
- ② 実施地域を越えた地点から片道おおむね5km以上から10km未満 150円
- ③ 実施地域を越えた地点から片道おおむね10km以上 300円

3 死後の処置料は10500円とする。

4 利用料等の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 豊橋市東部地域

二川町、大岩町、大脇町、雲谷町、原町、中原町、小島町、東・西幸町、藤並町、天白町、小松原町、細谷町、寺沢町、岩屋町、中岩田町、飯村町、東・西小鷹野町、牛川町、東、西七根町

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は訪問看護を実施中に利用者の病状が急変または緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは看護職員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り

設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約のないように含むものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人財団医正会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和6年6月1日から施行する。